

令和7年2月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時	令和7年3月6日(木)	開会 午前10時 閉会 午後3時6分
場所	第2委員会室	
出席委員	逢澤圭一郎委員長 千葉達也副委員長 松本義明委員、藤井健志委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、 小谷野五雄委員、泉津井京子委員、水村篤弘委員、小早川一博委員、 井上航委員、伊藤はつみ委員	
欠席委員	なし	
説明者	[福祉部] 細野正福祉部長、縄田敬子こども政策局長、岸田正寿福祉部副部長、 武井裕之地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、播磨高志社会福祉課長、 今井隆元地域包括ケア課長、草野敏行高齢者福祉課長、 小松素明ねりんピック推進幹、茂木誠一障害者福祉推進課長、 高橋良治障害者支援課長、築地良和福祉監査課長、 黒澤万里子こども政策課長、山崎高延こども支援課長、 菊池陽吾こども安全課長、多久島康寿児童虐待対策幹	
	[保健医療部] 表久仁和保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長兼感染症対策幹、 縄田敬子こども政策局長、横田淳一健康政策局長、 坂行正医療政策局長、武井裕之地域包括ケア局長、 橋谷田元参事兼生活衛生課長、加藤孝之保健医療政策課長、 谷口良行感染症対策課長、大熊誉隆国保医療課長、山口達也医療整備課長、 千野正弘医療人材課長、植竹淳二健康長寿課長、鈴木久美子疾病対策課長、 坂梨栄二食品安全課長、岡地哲也薬務課長	
	[総務部] 村松淳学事課副課長	
	[県民生活部] 山口将毅青少年課長、 鵜澤浩美人権・男女共同参画課共生推進幹	
	[危機管理防災部] 牟田口篤史危機管理課副課長	
	[産業労働部] 岡野秀以産業労働政策課副課長、田中舞多様な働き方推進課副課長	
	[都市整備部] 野田浩一郎住宅課副課長	

[教育局]

塩崎豊県立学校部副部長、石原雅樹生涯学習推進課副課長、
土屋太人権教育課副課長、
井上貴昭生徒指導課教育指導幹兼副課長、
森孝博高校教育指導課教育指導幹、齋藤直美義務教育指導課教育指導幹

[警察本部]

後藤秀一少年課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第30号	埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第31号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第32号	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第33号	埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例	原案可決
第48号	訴えの提起について	原案可決
第65号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決
第70号	令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第71号	令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 調査事項

議案番号	件名
第61号	埼玉県こども・若者計画の策定について

3 請願 なし

所管事務調査（保健医療部関係）

抗インフルエンザウイルス備蓄薬に係る内閣感染症危機管理統括庁が作成した令和6年8月30日決裁のガイドラインへの対応について

報告事項（保健医療部関係）

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

【知事議案に対する質疑（福祉部関係）】

松本委員

- 1 議案第30号、埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、今回増員ということだが、欠員が現状でも解決されてない中で増員に至った理由というのがどのようなところにあるのか。
- 2 欠員が課題になっているというのは、全国的にもそうだが、埼玉県では具体的にどういう状況なのか。また、現状において欠員解決に向けて、具体的にどんな取組を市町村ではなくて、県としてされているのか。
- 3 当初予算でも協力員制度というのを設けるということで、それが、民生委員の欠員解消につながるのか。また、この協力員さんですら集めるのがなかなか難しいと思うが、確保というか、集めるためにどのようなことを考えていて、民生委員のなり手不足に対応するのかという部分を総合的に教えていただきたい。
- 4 議案第32号児童福祉法施行条例の関係である。まず、今回一時保護施設に係る基準が新たに設けられたということだが、以前は一時保護施設に係る基準はなかったということだが、もともとの基準から今回どのように変わったのか。また、それはより良いものになったという認識でよろしいのか。
- 5 県の一時保護所は6施設あるという中で、新しい基準がもう既に適合しているものなのかそうでないのか。もし適合していない場合は、今後具体的にどのように、どんな時期でどんな予算を組んで対応していくお考えなのか。
- 6 具体的な内容に入るが、新たな基準では児童が適切に教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努めなければならないとされているが、具体的にどのように対応していくのか。来年度当初予算で一部組まれているが、一時保護所のみならず、どこに住んでいても対応できなくてはいけないと思うがその辺も含めて、この教育を受ける権利の部分をどのように担保していくのか。

社会福祉課長

- 1 民生委員法では、知事は市町村長の意見を聴いた上で、条例で民生委員の定数を定めるとされている。来年度の一斉改選に向けて、昨年9月に市町村長の意見聴取を行い、定数改正の案を取りまとめたところである。定数を増やす市町からは、欠員が生じている地区とは別に、高齢者世帯が増加した地域や、あるいは新しく建設された大型マンションなどについて、国の配置基準を参酌して増員を行うと聞いているところである。なお、定数を改正する市町からは、増員地区の候補者については、おおむね見込みがついているという説明を受けているところである。
- 2 県内の民生委員の欠員状況については、前回、一斉改選のあった令和4年12月1日現在で、政令市・中核市を除く59市町村の定数8,053人に対し、欠員数が768人、欠員率が9.5%と、令和元年12月1日の一斉改選時の5.4%と比べて、大幅に増加をした。四半期に一度、欠員の補充を行うことで、令和7年1月1日時点の59市町村の欠員は524人、欠員率は6.5%となっている。県では令和5年度に活動しやすい環境づくりや担い手確保に向けた取組の検討を行うため、民生委員・児童委員約9,000人を対象とした民生委員・児童委員活動に関するアンケート調査を実施し、課題等の把握をした。また、令和6年度には学識経験者や民生委員、社会福祉協議会職

員などで構成する民生委員・児童委員活動に関する検討委員会を設置して、民生委員を取り巻く課題の対応について検討を進めてきた。検討委員会からは、民生委員の負担の軽減を図るため、活動を補助する協力員を配置することや、オンライン会議などを活用して業務の効率化を図り、仕事と両立しやすい環境を整えることが必要というような御意見を頂いたところである。こうした民生委員へのアンケート調査結果や検討委員会での意見を踏まえ、令和7年度予算案において、民生委員の活動を補助する協力員制度の導入や、ICTを活用して業務効率化を図る取組などを実施する市町村への補助事業を計上して、民生委員をサポートしていきたいと考えているところである。また、新たな担い手を確保するため、県職員等の退職者への周知に加え、相談支援を行っている埼玉県行政書士会、埼玉県社会福祉士会、埼玉司法書士会を通じて、民生委員制度の広報チラシを団体ホームページに掲載していただくとともに、会員の皆様に周知をいただいたところである。さらに、経済団体を通じて会員企業に、民生委員制度や活動内容を周知するために、民生委員制度の広報チラシを団体ホームページに掲載していただくとともに、令和7年2月には埼玉経済同友会の講演会において約100名の参加者に民生委員活動について説明をしたところである。こうした取組により、欠員率の改善に努めている。

- 3 民生委員・児童委員活動に関するアンケート調査では、活動の負担が重く一期3年で辞める民生委員が4割というような状況がある。民生委員をサポートする協力員を置くことで、高齢者宅への安否確認等のための訪問、市町村から依頼されたチラシの配布、行事への参加などの業務を分担することができ、負担軽減が図れると考えている。また、協力員が高齢者等の世帯訪問に同行することで安全確保が図られたり、後継者として育成することができるという効果も期待できると考えている。まずは、退任をされる民生委員に働き掛けを行っていききたい。また、市町村社会福祉協議会でボランティア活動をされている福祉協力員にも周知を図り、協力員の確保に努めていききたいと考えているところである。

児童虐待対策幹

- 4 令和6年4月から、国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準が施行されたが、それ以前は国の児童養護施設に係る基準を準用することとされており、一時保護施設の独自の基準はなかった。それまでの国の児童養護施設に係る旧基準との主な違いだが、例えば設備については、少年、学齢児だが、その居室は集団ではなく8平米以上の個室にするよう努力義務が新たに設けられている。また、職員についても、旧基準では満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とされていたが、今回の新しい基準では満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とされたほか、夜間通告対応を行う職員を配置するよう努めることとされている。その他、児童の意見・意向を尊重した支援を行わなければならないことや、正当な理由なく権利を制限してはならないことなど、児童の処遇の向上につながる規定が新たに設けられている。
- 5 県の一時保護所のうち、令和5年度に開所した熊谷児相の一時保護所、また、7年度に開所予定の朝霞児童相談所の一時保護所については、少年の居室の個室化や一部ユニット化を図っており、新たな基準に適合している。それ以外の既存の四つの児童相談所の一時保護所については、一部ではあるが、居室面積や定員が基準に適合しない居室があり、また個室化やユニットも整備されていない。既存の施設については、経過措置により新たな基準は適用されないため基準違反というわけではないが、入所児童の権利擁

護や福祉の観点から、可能な限り新しい基準に適合した施設としていくことが望ましいと考えている。そこで、令和7年度の当初予算で提案しているが、中央児相や所沢児相については新しい基準にも適合した形での建替え整備を進めたいと考えている。今後も新たな基準への対応については、検討を進めてまいりたい。

- 6 入所児童の学習支援については、これまで学習指導員が保護所内で指導を行っているが、今回基準ができたので希望する児童に対して、可能な限り原籍校へ通学できるよう検討を進めてきた。令和7年度の予算案でも示しているとおりの現時点では一斉に進めるということではなく、比較的管内規模が小さい南児相で、保護者等による連れ戻しの危険がなく、また、通学を希望している方に対し、本当に少数かもしれないが、モデル的に実施し、今後の方向性も含めてモデル実施の中で検討していきたいと考えている。

松本委員

- 1 議案30号の2点目と3点目、両方にかかるところだが、欠員の状況の中で、アンケート調査で課題把握された。それで、9.5%も欠員状態で結構な数だと思うが、その解消に協力員というようなことで3点目お伺いしたが、先ほどの協力員さんの動き方を聞くと、民生委員さんにくっついていろいろやるということだが、8,000人近く協力員を集めようというような感じでお考えなのか。
- 2 議案32号は、今回、南児相で学校が変わらないように車で送るということをやるとのことだが、当然、モデル的にやるのはいいが、やはりどこの保護所でもやっていく、その権利があった方がいいと思うが、最終的にはそっちを目指して、今回あくまでやってみるという認識でいいのか。

社会福祉課長

- 1 実際に民生委員の定数に合わせて協力員を置くかということだが、必ずしもそういうことではなく、欠員の状況、それから地域の実情に応じて市町村で御判断をいただいて、必要なところに置いていただくというようなことで考えているところである。実際には自治会よりも広く民生委員の担当区域を持たれている方もいると思うので、そういった場合には自治会を分担するとか、そういったことも考えられるのかなというふうに承知をしているところである。

児童虐待対策幹

- 2 これまで、通学が可能であった児童もいたが、一律に通学をさせてこなかった実情というものもある。こども一人一人の状態に合わせた個別的な対応をしていく必要があるということで、今回の基準ができたことも踏まえ、どうすべきか検討した。そこで、令和7年度については、先ほど申し上げたとおりモデル的に南児相で実施し、例えば、学校の送迎にかかる時間や距離、それに伴う児童の負担、希望の状況、学校との調整、安全性などいろいろな課題もあると感じているので、それらの課題について整理した上で、今後の方向性について検討してまいりたいと考えているところである。

小早川委員

第30号議案の民生委員の定数を定める条例の関係だが、国の方では、民生委員・児童委員適格要件のところで、75歳未満の者を選任するよう努めることというふうにされているけれども、埼玉県においては78歳未満というふうにしてきた経緯と、今後のこの年齢に関する県の考え方についてお伺いをする。

社会福祉課長

78歳未満としたのは大分前であり、平成25年に75歳未満から78歳未満に民生委員の年齢要件を緩和したところである。この考え方としては、やはり高齢者の方でもまだまだ75歳、78歳ということであれば、民生委員としてしっかり活動ができるというような地域の声も頂いているので、そうしたところを反映して、緩和したということである。今後の考え方であるけれども、年齢要件は、まだまだ78歳以上の方でも民生委員活動ができるというふうに話を頂いているので、そういった部分について、例えば再任であれば一期に限って認めていくということも考え方として、取り扱っていくと整理をしている。

小早川委員

短期的な視点も含めて、なり手不足の状況の中で、高齢者でも活躍いただける方が多くいらっしゃるという実情もちろんあると認識しており、必要性もあると感じてはいる。一方で、中長期の視点という部分で、年齢が伸びていくということで、将来のなり手という部分で、担い手を育てる意識というか、そういったものが欠如していくような危惧もある。そういった部分では、県においての中長期での対策という部分で、先ほど検討委員会等々もされてという話ではあるが、どういう対策を検討されているのか。

社会福祉課長

年齢を上げていくということだけではなくて、やはり若い方にも民生委員制度に関心を持っていただいて、実際に民生委員のなり手になっていただくということはすごく重要だと考えている。そういった意味では、来年度以降、県内の大学などに御協力を頂き、民生委員の担い手確保について、例えば大学生からアイデアを頂くというようなことも検討していきたいと考えている。

小久保委員

- 1 資料の5、第65号議案、5ページ、生活福祉資金貸付促進費の増額補正について伺いたい。今回、特例貸付償還金に係る国庫補助金返還36億4千万円が増額補正となっている。この促進費というのは、令和2年3月から令和4年9月までの生活福祉資金貸付総額890億円、22.5万件についてのものである。このうち、免除を除いた債権総額は668億円、16.1万件に及ぶ。そこから令和6年3月に償還を迎えた債権は77.8億円となっている。その内訳として、完済償還中にある、いわゆる償還済みが36億4千万円、5.9万件。一方、1回でも償還が滞ったものを含めた未償還が41億3千万円、12万件、つまり全体の5割強が焦げ付いている現状である。そこで伺う。まず、本県としてこの5割強の未償還の現状についてどう受けとめているのか。また、今後債権回収についてどのように取り組んでいくのか。
- 2 厚労省の生活支援特設ウェブサイトにおいては、猶予対象者に対して少額返済制度を提案している。その中で、小口貸付は2年、総合貸付で10年の償還期間の延長は可能なのか。また、現在この少額返済制度を利用している例はあるのか。
- 3 この特例貸付、実は生活保護受給者は対象外となっている。つまり、生活保護費と特例貸付の二重取りは戒めている。そのため、県社協等では、貸付申請時の書類において、現在受給なしという本人の書面申告を求めている。しかしながら、実は県福祉事務所に對し受給有無の確認は行っていない。結果、令和6年10月時点で生活保護受給者のいわゆる不正受給件数は延べ260件、143名分、約9,400万円となっている。こ

の理由として、恐らく令和2年3月の厚労省通知にある申込み日の2日後に送金することとされたことから、いわゆる迅速化を求めてしまった結果、適切な審査を行うことなく送金が決定されたものと推測する。これについての県の御見解を伺いたい。

社会福祉課長

- 1 生活福祉資金は福祉的な貸付制度ではあるが、貸付制度である以上、やはり償還していただくというのは当然のことだと思うので、そこはしっかりとやっていかなければいけないと考えている。それから回収に向けた取組であるが、これについては個々の借受者の状況に応じて、しっかりと対応していくことが必要だと考えているので、催告なり督促をしても応じないという方については、しっかりと督促をやっていくということだと思ふし、また状況がなかなか厳しい中であって、返したいけど返せないというような方であれば、そこは一定の配慮をして、償還指導していくということが必要だと思う。それぞれの借受者の状況に応じて対応していくということが重要と考えている。
- 2 実際に、1回の返済額を更に少額に分割して返していただくということであるので、こういった制度自体は取り入れることが可能であるし、対応していきたい。ただ、利用している方がいるかどうかというところについては、件数の把握ができていないが、制度としてはあるので、困っている方がいれば分納なり対応していきたいと思っている。実際に、この分納によって償還期間が延びるということはあろうかと思うので、その場合には、延びた形で順次返していただくということと考えている。
- 3 生活保護受給者については、本来生活福祉資金の特例貸付は利用できない。利用できないということではあるが、正に、今委員からお話があった緊急時の貸付けということもあり、生活保護受給の有無については、申込書で生活保護受給者でないということに同意をする形ということで、これが全国の取扱いと国の方からも示されているところである。こうした取扱いに基づいて、私どもとしては困っている方に速やかに資金を提供するという形で取組をしてきたが、実際に生活保護受給者で、その申告をせずに生活福祉資金を借りていたという事例があると分かったということがあるので、これについては、生活保護費を返還していただくということで対応をしたい。

小久保委員

- 1 不正受給についてあるが、生活保護費の中からいわゆる天引きみたいな形でやってくれるとの理解だが、それによって、この9,000万円というものについては、しっかり償還されるということでよろしいのか。
- 2 今後、本県として、いわゆる未償還あるいは不正受給について、公正性あるいは公平性の観点から検証を行うとともに、これら緊急時の貸付けの際には、今後迅速化を図りながらも確認を行う適切な審査体制を構築すべきと考えるがいかがか。

社会福祉課長

- 1 生活保護受給者の貸付けの取扱いだが、生活保護費を返還していただくという形での対応になるので、その生活保護費が減った分、事実上貸付金が生活保護に置き換わるとい形になるので、その生活保護費が返還されたということであれば、貸付けの方は償還免除になるという形になろうかと思う。
- 2 今後に備えて、公平性を担保するためにしっかり確認をしていくべきだというお話については正にそのとおりである。ただ一方で、生活福祉資金については、国の制度ということもあるし、今回の特例貸付については貸付原資が全て国の負担で実施をされてい

るところでもあるので、制度設計自体は国が行っている。それぞれの社会情勢に応じて、国で制度設計をしているということであるが、これだけ大規模な特例貸付を実施したのは初めてのことだと私どもも認識をしているので、今回の貸付で得た教訓を、次に生かせるように県社会福祉協議会としっかり振り返りを行い、見直しが必要だという部分があれば、それは国にもしっかり伝えていきたいと考えている。

小久保委員

今の最後の答弁だが、額も大きいということと、国からの話があったという理由を述べていたが、一方、関東近県では、東京都は独自にこの確認体制、審査体制を構築されているので、是非国から言われたではなくて、埼玉県としてしっかりこれを構築していただきたいと思う。（意見）

泉津井委員

- 1 32号議案に関して居室、浴室、便所の整備において、児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等への配慮が求められているが、これは具体的にどのような対応を想定されているのか。例えば、トイレや浴室の個室化やユニセックス対応の検討など具体的な方針などはあるのか。
- 2 一般的に3歳ぐらいから性差を理解し始めるころだと言われている。その中で、要件に少数の児童又はおおむね6歳以下の児童を対象とする場合を除きというところがある。少数や6歳以下でももちろん配慮されると思うが、気になっておりどうお考えか伺う。また、既存施設にはこの基準が適用されていないということで、もちろん今回は除外ではあるが、既存施設では現状どのような環境なのか。
- 3 また児童が、自らの意見を表明しやすい環境の整備について、具体的にどのような取組をされていくのか。

児童虐待対策幹

- 1 こども家庭庁に確認したところ、ジェンダーアイデンティティの事情から、集団の中で例えば着替えや入浴が困難な児童のために、シャワーやトイレが付設された個室を整備することなどが考えられるという回答があった。現在、県設置の一時保護所のうち中央児童相談所、熊谷児童相談所、それから新しく開設する朝霞児童相談所については、男児の居住エリア及び女児の居住エリアを通らずにアクセスできるシャワー・トイレ付きの個室を一部整備している。その他については、こういった居室は設けられていないが、入所するこどもへの配慮は必要だと考えているので、例えば施設内の別の個室を活用するとか、お風呂やトイレを使う際には、他のこどもとは利用時間をずらすなど、最大限ジェンダーアイデンティティ等に配慮しながら処遇を行っているところである。
- 2 幼児であっても性差を理解し始める頃で、こどもによっても心身ともに成長のスピードが異なってくることは理解している。そのため、幼児用については男女別の整備は行っていないが、一人一人の状況に配慮し必要に応じて浴室は時間をずらして別々に利用するなどの対応を行っているところである。既存施設についてもそのような運用で行っている。
- 3 こどもの意見を聴く機会というのは、指導員や保育士など入所児童と日頃接している職員が多いが、逆にそういった職員に相談しづらい、言いづらいこともあると思うので、施設内に意見箱を設置しており、直接伝えづらいことでも、児童相談所の別の職員がこどもの意見を聴くことができる仕組みを設けている。また、今年度からは、こど

もが自ら意見を表明できるよう支援するために、アドボケイト、弁護士や社会福祉士、公認心理師から成る意見表明等支援員制度を設けている。具体的には、月1回、各所を訪問して、こどもの意見や意向を聞くことで、こどもの意見形成や意見表明をサポートしている。

伊藤委員

- 1 30号議案、民生委員の定数の条例だが、今回の改正によって各自治体が厚労省の示す民生委員の最低配置基準以上になるのか伺う。
- 2 32号議案、児童福祉法施行条例の一部を改正する条例だが、人員配置について、現状と比較して、この配置基準は充足しているのか。
- 3 学習支援に関して、今タブレット学習ができる環境、Wi-Fiなどが施設には整っているのか。
- 4 65号議案だが、事業概要の17ページ、安心こども基金に係る返還金についてだが、基金事業の終了とある事業は何か。

社会福祉課長

- 1 配置基準については、国から標準世帯数が示されているが、これは参酌すべき基準ということであるので、地域の実情に応じて異なる対応をすることが可能だと考えているところである。今回の定数改正に向けた市町村ヒアリングの時点で、改正後の定数で民生委員1人当たりの標準世帯数が上限を上回るところは所沢市など22市町となっている。この22市町からは、世帯数が多くても見守り対象世帯数が増加しているわけではないとか、委員1人当たりの活動面積が狭いため、委員数が少なくても負担は大きいといった理由から、問題はないというふうに聞いている。

児童虐待対策幹

- 2 職員配置については、満3歳以上の児童はおおむね3人に1人以上と基準が定められているが、全ての一時保護所で基準を満たしている。それから夜間の職員2人以上置かなければならない、ユニットを整備していた場合その保護所にはユニットごとに職員1人以上を置かなければならないという基準もあるが、これも全て一時保護所で基準を満たしている。それから心理療法担当職員の配置についても、児童おおむね10人につき1人以上となっているが、こちらについては令和7年度当初に会計年度任用職員を含め必要な人数を配置する予定である。最後に夜間通告対応職員については、夜間配置職員とは別に置くよう努力義務が設けられたが、こちらについては今必要な職員の増員に向けて取り組んでるという状況である。
- 3 各一時保護所には、一定のWi-Fi環境は整っており、タブレットも一定の台数、各10台程度整備されており、一部の一時保護所ではタブレットを保護所内での授業や自主学習に活用しているという状況である。

こども支援課長

- 4 今回、返還の対象となる事業は具体的には、認定こども園の整備に係る事業、それから不妊に悩む方への特定治療支援事業、それから母子保健と児童福祉の一体的な機能を行う機能を有する機関の整備等の事業となっている。

伊藤委員

65号議案について、就労事業基金の事業終了が今何点か挙げられたが、この中で最も多い返還金がある事業はどれか。

こども支援課長

母子保健・児童福祉の一体型の相談を持った機能、いわゆるこども家庭センターの事業である。

伊藤委員

国の事業が終わるということだが、埼玉県の実態として、現在こども家庭センターの整備の進捗についてはどうなのか。

こども支援課長

こども家庭センターの整備事業は、整備自体は保健医療部の事業であるので、分かる範囲で答弁させていただく。令和6年度のこども家庭センターの設置事業は県内の市町村のうち48市町で整備されている。国では令和8年度までに全ての市町村での整備を図ることとしており、残りの市町村についても令和8年度までには整備されるものと考えている。

日下部委員

- 1 30号議案で確認したいのだが、私も自治会長をやったときに定数3のところで、民生委員2人しか出られなくて、なかなかお願いするのが大変なのだが、この一般質問の答弁で部長から労賃というのか、交通費とか通信費とか、県は市町村に年60,200円ということだったのだが、そうすると月に5,000円ぐらいになる。さいたま市は8,500円であるが、それでもなかなか集まらない。協力員に関しては、さいたま市は月に1,500円だったが、これで集まるのかなと思うのだが、国の厚生労働大臣が委嘱している地方の特別地方公務員だが国は一銭も出さないと。これは全部一般財源から出ているのか。
- 2 金額5,000円から8,500円ぐらいだがこれが適当な金額というお考えか。
- 3 民生委員に聞くと、何が大変かという敬老会のときの祝い金とか祝いの品とか敬老会に来られない人に配ってもらわないといけない。これ何百件もあって、これが大変だと。行政からの物を配るのをやめるだけでも、大分違うのではないかと思うが、敬老会の在り方自体でどういうお考えか。

社会福祉課長

- 1 財源の話だが、60,200円の活動費については地方交付税措置がされているので、一般財源ではあるが国から交付税措置がされている。この額については、国の地方交付税の額60,200円をそのまま基準額として補助しているというところである。
- 2 これは60,200円の交付税の措置に合わせて単価を設定しているというところであり、私どもは交付税の中でしているということと考えている。
- 3 敬老会のお話があったが、民生委員は業務内容でいろいろと頼まれることが多いということは、承知をしているので、そういったところの役割分担みたいなところは、県のでも検討して整理ができればと考えているところである。

日下部委員

交付税措置されているということだが、約60,000円だと月5,000円ぐらいだが、さいたま市だと8,500円であるが、それはさいたま市が上乘せしているということか。

社会福祉課長

おっしゃるとおりだと思う。

井上委員

- 1 65号議案について、「福祉 資料5」を使って伺う。ページで言うと福祉の18ページである。子育て環境づくり対策費、企業と連携した男性の家事・育児参加推進事業についてである。事前に伺ったところ、この事業は「共育て導きの書」等に関するものだというふうに伺った。私も共働き共育てしている一員として、実際に拝見してとても良い内容だと感じた。ここでは事業実施方針の見直しによる減額とあるが、それはどういうものなのか、事業へのマイナスの影響がなければと思うが、その点について伺う。
- 2 福祉の20ページ、地域型保育給付費負担金である。こちらは小規模保育の負担金が減少したということだ伺った。その上で、見込み数はどれぐらいだったのか、それに対しての実際の支給数はどれぐらいだったのか。また、見込みに達しなかったがゆえに減額補正ということだが、こういった傾向はここ最近、共通で起きている状況なのか。

こども政策課長

- 1 福祉18ページの子育て環境づくり対策費の中の企業と連携した男性の家事・育児参加推進事業の減額の理由についてである。この事業では、男女共に協力して子育てをする共育てを推進するために、家事・育児のヒント集である「共育て導きの書」を新たに作成した。内容は、家事育児に役立つ、例えば、おむつの替え方や寝かしつけのコツといった、いろいろなものをまとめており、現在、県のホームページで公開している。お尋ねの減額の内容だが、この事業の予算には、この共育て導きの書の作成とか、広報、それから効果測定のための調査に要する経費を計上している。そのうち、効果測定のためのWEBアンケートだが、当初は外部に委託して作成する予算で予定をしていたが、県の電子申請システムを活用することで、職員の手で同じようなアンケートフォームを作成することができると分かったため、委託せずに作業したということである。これにより想定していた委託料160万9,400円が不用となったので、今回減額補正を出した。

こども支援課長

- 2 令和6年度当初予算においては、市町村からの所要額調査や市町村の整備計画を踏まえ、見込みを134,646人と積算している。まだ実際の支給額ではないが、今回の補正予算でも見込みとして、年間の延べ利用児童数の見込みを121,631人としている。このように見込みに達しないということが例年起こっているのかということであるけれども、全体としてそういう傾向があり、直近5年間では令和5年度、それから令和3年度にも同じように減額補正をお願いしているところである。

井上委員

子育て環境づくり対策費は、前向きな工夫によって減額できたということでしたので非

常にいい事例なのではないかなと思った。よって、アンケートもしっかり聞いていただいて、より良いものにこれからも続けていただけたらなというふうに一言申し上げたい。再質問だが、地域型保育給付費負担金は、134,600人程度の見込みに対して121,000人程度ということであった。また、その傾向も近年でそういうこともあったというのが答弁だったと思う。実際、私の認識としては、都市部でも今、やはり少子化も進んでいて、例えば小規模保育所の設置もやや供給過多になっているような部分もあるのかなと。ついには都市部の通常の園でも0歳児保育の募集枠が埋まらないといった状況が発生しているという話も聞いている。小規模保育の役割については、例えば規模の縮小であるとか、場合によっては閉園など、そろそろ見直すべきときも来ているのではないかなというような考えを私は持っている。ここ最近、見込みに対して支給がショートするというような事例も踏まえ、今後の担当課の考えをお伺いしたい。

こども支援課長

全体としては保育所の整備も進んできており、待機児童も減少してきている。そこはもう委員のおっしゃるとおりだと思うが、一方で小規模保育事業については、市町村が認可する19人以下の保育所であり、特に、この満0歳から2歳までのこどもを受入れる施設になっており、特にその待機児童の中でも、1歳児2歳児についてはまだ待機の中で一番多くなっているの、そちらの受皿となり得るようなメリットもある。実際の保育所等の整備については市町村がそれぞれの地域のニーズや実情に応じて整備計画を立てて、実施するものだが、県としても、市町村と連携してよく状況を把握しながら、小規模保育事業所も含めて、待機児童対策がしっかり進んでいくように対応していく。

水村委員

第32号、児童福祉法施行条例の一部を改正する条例についてだが、新設される一時保護施設の設備及び運営に関する基準について、内閣府令で示されている基準を踏まえて定めるとのことだが、内閣府令と異なる基準はあるのかどうか。上回っている、下回っている、その辺をお聞きする。もし分かれば、この基準について近隣都県と比べての違いはあるのかどうかお示しいただきたい。

児童虐待対策幹

本条例案については基本的には国の基準に即して定めているところであるが、既存の県の児童福祉施設等の基準を踏まえて一部県独自で定めている部分もある。主な県独自の基準としては、事故防止・防犯対策や非常災害時の備蓄について努力義務というものを、県の他の児童福祉施設の基準にもともと県独自で設けていたということとのバランスを考えて、一時保護施設の基準にも同様に規定するということでプラスしてある。また、浴室、便所について、国の基準では少数の児童を対象として設ける場合を除き、男女別で整備という基準があるが、もともと幼児は保護所で6人程度と少数であり、この規定でも読めなくはないが、分かりやすさということも踏まえ、おおむね6歳未満の幼児についても基準に入れてある。続いて、近県の状況あるが、今回の児童福祉法の改正では、一時保護施設の設備及び運営の基準について条例で基準を定めなければならないとされ、条例を定めるに当たっては、項目ごとに内閣府令で定める基準に従い、又は基準を参酌して定めるといふこととされているので、基本的には同じ基準が条例で定められるということと考えている。

【調査事項に対する質疑（福祉部関係）】

松本委員

今回の計画の中で、こどもまんなか社会の実現ということで、将来像3点については全く同じ認識ではあるが、具体的にその計画案を基にこどもまんなか社会に向けて、もう少しこうしたらという意見が6点ぐらい具体的にあるので、質問をさせていただく。

- 1 計画案の36ページである。ヤングケアラーの調査をしているとのことだが、高校2年生を対象に令和2年度に実態調査をされたということで、そこで上がってきたものを見ると、ケアの開始時期は中学生が最も多くて、次いで、小学校高学年というような状況の中であって、小学生、中学生についても実態把握をした上で適切な支援を推進していくべきと考えるがいかがか。
- 2 55ページである。施策の36に当たる妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の情報提供、相談支援についてであるが、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイトについて私も見たが、各市町村が実施する特に産後ケアについて情報が取りまとめられてないが、このサイトは大変重要になってくると思うので、市町村が実施する事業についても、積極的に情報発信に努めるべきと考えるがいかがか。
- 3 94ページ、施策の388、健康教育の推進と健康の確保・増進等についてのところであるが、「生命（いのち）の安全教育」を推進するとあるが、これに関しては性教育には該当しないという認識だが、こどもが性に関する知識も含めて、心身の成長並びに発達に関する適切な知識を得ることができるよう、より包括的に学ぶような教育を推進すべきと考えるがいかがか。
- 4 94ページの施策の391である。思春期の健康の確保であるが、記載があるようにこれはまさにプレコンセプションケアというようなことの推進の中で、思春期のこどもが身近な場所というふうな記載があるが、市町村が行っている相談体制の整備を支援するとともに、そこで上がってきた相談内容を基に産婦人科とかの医療機関をはじめとし連携を図るなど必要なサポートについて、より市町村支援という観点から考えていくべきと考えるがいかがか。
- 5 102ページの指標「2 居場所づくり、社会的活動の参画支援」のナンバー3、こどもの居場所数であるが、令和11年度に800を目指しているという目標数掲げられているが、その質の向上という点も大変重要である。こどもの居場所に、こどもの居場所に関わる様々な関連機関や団体との連携も含めて、体制を構築していくような質の部分をより高めていくようなことに関していかがか。
- 6 104ページの指標の「4 『こどもの貧困』対策の推進、配慮を要するこどもへの支援」のうちナンバー8の、生活困窮者並びに生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率ということを経験にされているけれども、そもそも国のこども大綱と同様に学習支援事業を利用しない生徒も含めた、生活保護世帯に属するこどもの高校進学率というのを指標にすべきと考える。つまり学習支援事業を利用しないこども、生徒をも含めたものを指標にすべきと考えるが、その指標の向上のための取組を講じていくべきと考えるがいかがか。

地域包括ケア課長

- 1 県ケアラー支援条例を受けて2年度に実施した調査結果などを基に、ケアラー支援計画を策定し、各種支援を実施してきたところである。この県ケアラー支援条例の制定などを契機に、ヤングケアラーに関する認識が非常に広まっており、市町村で調査に活用できる国庫補助も創設されたことから、県内市町村においてヤングケアラーの実態調査

が進んでおり、令和５年度の国の調査では、県内３２市町村が実施調査を行っているところである。さらに、昨年６月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、法律上、ヤングケアラーが、国や地方公共団体が各種支援に努めるべき対象として位置付けられた。改正に伴う国の通知において、ヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるため、記名式など、個人が把握できる方法による実態調査を定期的に実施することが市町村の役割として位置付けられている。そこで、県としては市町村において実態調査が進むよう、引き続き支援を行うとともに、市町村との情報共有や意見交換を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、適切な支援を推進していく。また、児童生徒が多く時間を過ごす学校は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることから、教育局ともしっかり連携し、ヤングケアラーの声に耳を傾け、適切な支援を推進していく。

こども政策課長

- ２ 施策３６、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイトについてお答えする。このサイト内に、結婚・妊娠・出産・子育てのステージごとに、例えば妊婦検診費用に対する助成とか、子育て家庭の優待制度であるパパ・ママ応援ショップであるとか、そういったことを掲載している。各市町村が実施している乳幼児健診、産後ケア事業などの子育て支援事業が確認できるそれぞれの市町村のホームページへのリンクについて掲載をしている。県からの情報発信だが、広域的に展開される事業を中心に行っており、今委員の指摘にあった市町村が実施する産後ケアなどの事業の実施状況というものは取りまとめられていないが、県のサイトに、市町村で実施している子育て支援のページのリンクを貼っている。県民の方々が各市町村で実施する事業について知ることについては、各市町村のホームページを御覧いただくということが一番分かりやすいと考えており、県では全ての市町村事業についての情報発信はしていないが、今後については、県による広域的な情報発信のニーズがあるかどうかについて、市町村の意見を聞きながら検討したいと考えている。

県立学校部副部長

- ３ 施策３８、健康教育については、これまで性に関する指導で体の仕組みや、思春期における体の変化などについて指導してきたところであるが、それに加えお話のあった「生命（いのち）の安全教育」に取り組むことで、小学校から発達の段階に応じてプライベートゾーンを守ることであるとか、性暴力について知ること、こういったことを指導していく。両者を合わせて推進することで、性に関する知識を様々な面から今までより包括的に児童生徒が学ぶよう学習指導要領の関連性で、できるところはしっかりと取り組んでいく。

健康長寿課長

- ４ 身近な市町村において、思春期の性や健康に関する正しい知識の情報提供や、相談に対応することが望ましいと認識している。市町村において思春期の性や健康に関する相談に対応するには、相談の対応のノウハウというものが必要と考えている。そのため、先般研修会を開催して、思春期の性に関して活動されている先生を講師にお招きして、相談のノウハウに関する講演や、若者の性に関する相談体制について先行自治体による取組事例を紹介させていただいた。また、必要に応じて医療機関を受診できるよう、思春期の健康に関して対応可能な医療機関について関係団体と今相談しているところである。このような情報の提供や、今後市町村の意見を伺いながら、市町村が必要として

いる情報を把握して研修を実施するなど、相談に当たって必要な情報提供やサポートを行っていく。

こども支援課長

- 5 こどもの居場所の質を高めていくことが非常に重要だと思っている。これまで県では、官民連携のプラットフォーム、こども応援ネットワーク埼玉というものがあり、こちらでこどもの居場所の運営団体と支援先の企業等のマッチングを行っている。連携体制を構築してきたが今後それが地域、市町村単位でそういったネットワークができていくことがより質を高めるという意味でも重要だと考えている。そのために、市町村がこどもの居場所、それからその支援団体等で構成される地域ネットワークをそれぞれ各市町村に設けることが必要だと思い、今回の計画の中にも、こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数ということで、全ての市町村でネットワークが整備されることを目標に掲げているところであり、そこに向けて質を高めるということで取り組んでいきたい。

社会福祉課長

- 6 こども・若者計画の指標設定に当たり高校進学率を設定したが、この考え方としては、高校進学率が県のまち・ひと・しごと創生総合戦略の指標とされているということ、学習支援事業は国庫補助事業として、県だけでなく市でも実施をしているというところの中で、県としても一定の関与はしやすいということもある。さらに、今回のこども・若者計画においては、児童養護施設において希望する進路に進めたこどもの割合や、特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率に関する指標もあることから、学習支援事業高校進学率が横並び的にも良いというふう考えたところである。高校進学率の向上に当たり、5か年計画の指標である学習支援事業の利用率を引上げることで裾野を広げるとともに、学習支援事業利用者の高校進学率を一般世帯並みの99%以上に維持していくということで、生活保護世帯のこどもの高校進学率の向上というものに努めていく。

小早川委員

- 1 計画案の資料の53ページ、「2 居場所づくり、社会的活動の参画支援」についての(1)のクにある、「地域における安全・安心なこどもの居場所づくりを支援するとともに、市町村に対する好事例の紹介や活動の中核となる地域人材を育成する研修会の開催によって、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画を得たプログラムを実施する取組を支援します。」というふうにある。県は、具体的に市町村とどのように連携をとりながら進めて行く予定なのか。
- 2 「地域人材の育成」とあるが、この「こども・若者の参画を進める」という部分においては、ユースワークの視点を取り入れた人材の育成、ユースワーカーの養成等々が必要というふうに考えるが、この地域人材の育成というのは、どのような人材を想定されているのか。
- 3 「多様な人材の参画を得たプログラム」とあるが、具体的にはどのようなものか。既に実施をされている好事例があれば伺いたい。
- 4 111ページの指標「11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援」についてである。ここに関しては、こども・若者の参画を促す担い手の育成、そういったものはこの指標に含まれているのか。
- 5 同じく、111ページの指標「12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推

進」についてだが、この育児休業取得率だが、取得率のみならず、取得日数も加えて進捗状況を把握していくべきと考えるが、県の見解を伺う。

こども支援課長

- 1 地域ネットワークの立上げを、今後市町村と連携して進めていきたいと考えており、具体的には、今年度、新規立上げのノウハウや地域ネットワークの活動、交流の状況を整理したスタートブックというものを作成したので、そちらをまだネットワークを設置していない市町村に配布したり、あるいは市町村に直接訪問をして設置を働き掛けるなどというような手法で市町村と連携を図っていきたいと考えている。

生涯学習推進課副課長

- 1 教育局の取組についてお答えする。教育局では、全てのこどもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全安心なこどもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得てこどもたちに、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会の提供をするために放課後子供教室を取り組む。県としては参画いただく地域人材の研修や、各市町村が行う優良事例を紹介するなど取組が充実したものになるよう、市町村と連携して取り組んでいく。
- 2 放課後子供教室は、幅広い地域の方々が参画した教育プログラムを継続的・定期的実施するものであるため、プログラムの企画・提案や関係者等との実施に向けた調整、地域で多様な知識や経験を持つボランティアの発掘など、全体のコーディネートを行うことができる人材を想定している。
- 3 教育局では、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画を得たプログラムとして、放課後子供教室を実施する市町村を支援している。放課後子供教室では、太鼓や昔遊びなど様々な体験活動を実施したり、宿題や補修などの学習を中心に実施したり、地域の実情に応じて様々な活動が行われている。好事例としては、「自分で考え、自分で行動できる」ことを目標に、異なる学校・学年のこどもたちと地域の方々の交流を通じたものづくりなどの体験学習を行っており、地域との連携を活動の基本として、様々なふれあいや体験活動を通して、こどもの健やかな育成に著しい成果を上げている団体として、令和3年度の「埼玉・教育ふれあい賞」を受賞している嵐山町放課後子供教室「スイミー」の活動が挙げられる。

青少年課長

- 4 111ページのこども・若者の参画を促す担い手の育成については、指標のナンバー36、子ども・若者支援地域協議会等を設置している市町村の数が該当する。国の子ども・若者支援地域協議会の設置運営指針には、協議会の円滑な運営のためには、人材の養成、育成に努めることが必要というふうに記載されている。協議会等において、人材育成がどの程度進んでいるかを判断していくこととしたい。こども・若者に身近である市町村において体制づくりが進むように、引き続き支援し、人材育成についても確認をしていく。

多様な働き方推進課副課長

- 5 男性の育児休業取得推進については、御指摘のとおり、取得率だけではなく取得日数も大変重要だと考えている。令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、男性の育児休業取得率を令和12年まで85%にする方針が示されたことに合わ

せ、本指標も、取得率とした。子育て中の男性がそれぞれ必要とする期間にしっかりと育児休業を取得できるよう、セミナーなどの機会を通じて、県内企業の経営者や従業員に対し、取得率のみならず、取得日数の重要性についても理解が進むよう取り組んでいく。

泉津井委員

- 1 5か年計画の指標になっているということだったので、差し支えがない程度でお伺いさせていただく。「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と感じる人の割合のところで、現状は21.1%に対して目標が70.0%という大幅に引き上げる目標が設定されているが、こちらは具体的にどのような施策を通して達成を目指していくのかということをお伺いさせていただく。
- 2 S A I T A M A 出会いサポートセンターの成婚退会組数の目標というところで、現状が458組で目標が1,180組というところで、どのような支援策を強化していくのかということをお伺いする。私も、実は結婚相談所でアルバイトをしたことがあるのだが、成婚退会という定義が実は各社によって違ったりして、マッチングして退会するというで成婚にみなすところもあれば、結婚まで、婚約までして成婚とするところなどたくさんの定義がある。恋たまに関しては、どのようなものをもって成婚にするのかというこういった定義をお伺いする。

こども政策課長

- 1 この指標については、こども・子育てに関する様々な支援制度やサービスの充実だけではなく、それらを利用するこどもや若者を応援しようという気運が高まることで、指標の改善が期待できるものと考えている。そうした気運の向上につながる取組としては、結婚や出産、こども・子育て支援に関するものだけではなく、経済や雇用教育、まちづくりといった幅広い内容、これらの取組を網羅的に含めて、策定をした埼玉県こども・若者計画、こちらを着実に実行していくことにより、感じる人の割合が高まっていくものと考えている。具体的には結婚を望む人への支援としては、S A I T A M A 出会いサポートセンターでの出会いの機会の提供や、出産に関する支援や、不妊不育症に悩む人への支援、プレコンセプションケアの推進、こういったことを行っていく。また、子育てに関する支援についても、拠点の整備支援や保育士の処遇改善であるとか、また気運の醸成としては、パパママ応援ショップによる気運の醸成、こういったことを進めていく。こうしたこの計画全体の取組を推進していくことで、目標値の達成を目指していきたい。
- 2 目標の達成に向けて、まず。出会いサポートセンターに入会を希望する方には入会していただきたいということで、まず知っていただきたいということで、居住地とか年齢に合わせたターゲット広告、あるいは各種のSNS、こういったところで広報を行い新規の利用登録者数を増やす。それとあわせて、利用者のニーズに合わせたイベントなどの充実により、成婚退会組数を増やしていきたいと考えている。具体的には昨年9月に企画財政部と連携をして、県のメタバース空間のバーチャル埼玉を利用したメタバース婚活イベントを実施した。ここでも参加者の方からは、気軽に参加しやすい、交流しやすいといった御意見も頂いたので、今後も実施したいと考えている。また、バーチャルだけでなくリアルな婚活の充実に努めていきたいと考えており、県の各地にある資源、観光地や公園とかのイベントなど、こういった拠点などを最大限活用して、イベントの取組を企画していきたい。こういった取組により、達成に向けて施策を推進していく。

成婚の定義だが、実際に婚姻届を出すというところまでではなくて、こういった活動の中で、まず交際している男女双方が、結婚に向けてのお互いの意思が固まりましたよということで退会を申出る、これについて成婚というふうになっている。恋たまでは、スマホのマッチングなどで相手を検索して、それから気に入った方にお見合いを申し込んで実際に会ってみたりなど、そういう交際を進めていく中で、結婚に向けた両者の意思が固まった時点で成婚退会としている。

藤井委員

計画案策定まで大変な御尽力を頂き、本当に感謝申し上げます。幾つか表現にわたるような質問もさせていただくが、条例策定の中でいろいろな方、団体の皆さんの気持ちを受け取っているので、その点御理解を頂きたいと思いつつ、質問させていただく。

- 1 昨日の5か年計画とも重複するが、生み育てるという表現については、養子縁組とか里親委託の推進も視野に入ってくる中であるので、書き分けるべきと思うが、どうか。
- 2 生み育てるとするのは、先ほどのとおり書き分けるべきであり、何か希望の持てる社会づくりというものについては、将来像の3に後述されているが、それに合致するような形で喜びを感じられるとか、そういった整合性があるような表現にするべきではないか。
- 3 EBPMに基づく施策立案と計画の進行・管理の中で、一体的かつ横串を通すような表現が書いてあるが、これからより一層、連携が進むということを具体的に記して進めていくべきと考えるがいかがか。
- 4 参考資料の46ページ目になるが、「共育て」の定義の説明の中に、「子育て当事者の女性と男性が共に」という記載があるが、今どきの状況を踏まえると、表現としてどうか。シングルペアレントとか様々あるので、これは改めるべきだと思うがいかがか。
- 5 51ページだが、子どもスマイルネットについての言及がある。これから設置するような書き振りが、もう既に設置されているし、この取組の強化については、既に執行部とも共有している思いなのではないかと思うので、それを具体的に書き込むべきではないか。
- 6 52ページだが、こどもの権利とか最善の利益について理解促進をこどもたちに図っていくというような表現があるけれども、権利が侵害されたときの、相談体制などについてしっかりと周知するというのも、これも多分執行部と意思を同じくしていると思うので、具体的に書き込んでいただいた方がよろしかろうと思うがいかがか。
- 7 52ページ、意見聴取のことが触れられており、また、意見表明を支援する人材の育成のことが書かれているが、いろいろな皆さんから育成のみならず地域ごとの確保ということが大切だということをかなり御提言いただいて、それを条例に反映したつもりであるので、確保についても言及される方がよろしかろうというふうに思うがいかがか。
- 8 76ページ、「インターネット等を活用し、相談窓口等の情報提供に取り組めます。」という記載があるけれども、学校でも周知が必要だという認識は多分あると思う。計画であるので、具体的に書き込んだ方がよろしかろうと思うがいかがか。
- 9 昨日も5か年計画等特別委員会で話をしたが、生活困窮世帯等の高校進学率を現状の99%から目標の99%ということでKPIの設定があるが、こちらについては5か年計画のKPIである学習支援事業の利用率にするべきと考えるがいかがか。

こども政策課長

- 1 生み育てるという表現だが、お話いただいたようにこどもを出産した家庭だけではなくて、里親や養子縁組など様々な背景によるこどもを迎え入れた家庭が、こどもを育み、

慈しむことを含めて、本計画案ではこどもを生み育てるというふうに記載をしているものである。そうした様々な家庭への支援や取組についてもしっかり取り組んでいく。

- 2 将来像3として、こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会というのは、結婚や出産に希望を持って安心できる社会を目指すことということで書かせていただいているものである。
- 3 具体的な庁内の関係部局の連携については、庁内の複数の部局で構成する次世代育成支援対策推進庁内会議、この会議において計画の推進や進行管理を行っている。こども政策局長を司令塔として各部局の連携を強め、こども・若者施策の推進に取り組んでいる。また、内容によってはプロジェクトマネジメントの手法を活用したことなども想定をしている。こういったことから庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携というふうに記載をさせていただいている。
- 4 共育てという言葉については、国のこども大綱に、趣旨として共働き・共育てを推進し、家庭内における育児負担が女性に集中している実態を変えて、男性の家事や子育ての参画を促進するという考えが示されている。こども基本法第10条で計画、県の計画については大綱を勘案して定めるように努めるというふうにされている。県でも、この共育てという考え方については、男性の家事育児参画を進めて女性の負担を軽減するために、「共育て導きの書」を作成して、その普及を図っているところである。
- 7 意見表明を支援する人材というのは、育成が始まったばかりであるので、まずは育成に主眼を置くということが大事だというふうに考えている。そのため、この本計画案では支援する人材を育成するというふうに記載させていただいているものである。

こども安全課長

- 5 子どもスマイルネットについては、こどものあらゆるというのか、どこかに限定する、あるいは相談を受け付ける電話相談窓口ということになっている、こども自身も相談が直接できるようにということで、相談時間については午後6時まで、あと土曜も日曜も相談を受け付けている。いろいろな相談があるので、なかなか子どもスマイルネット単独で解決できないことも当然あるので状況によっては専門機関を案内したりということをしており、そういったときのためにも関係機関とも連携をとったり、場合によっては相談をさせていただくようなこともやっているもので、現状として、そういった取組の状況になっているので、御理解いただきたい。

人権教育課副課長

- 6 委員お話しのとおりこどもの権利を守るためには、権利についての理解促進だけでなく、権利が侵害されたときにその悩みや不安を一人で抱え込まないように、対応方法についても児童生徒に周知していくことが重要と考えている。現在、県では権利が侵害されたときなど悩みの相談場所として教育局が設置している窓口を紹介するとともに、「彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談」を毎年、児童生徒に周知している。今後は、これらをはじめとした相談場所の一覧を作成し、県内公立小中学校や県立学校の児童生徒に対して配布することで、困難を抱えたこどもがより一層相談しやすくなるよう、相談支援に関する情報の周知に努めてまいりたいと考えている。
- 8 こどもの権利の侵害があった場合にどこに相談すればよいかということを、具体的な窓口をこどもたちが知ることは、児童生徒が自分の状況を誰かに打ち明け適切な支援を得るために重要なことと考えている。学校は、直接児童生徒に必要な情報を伝えた上で、相談窓口が記載されたリーフレットやカードを手渡すことができるなど情報を伝えや

すい立場にある。関係部局からの依頼等も踏まえて、周知に積極的に協力していく。

こども安全課長

- 8 今学校での周知というお話があったが、先ほども子どもスマイルネットの話をしたが、子どもスマイルネットの周知についてはホームページとかでもやっているが、周知用のカードみたいのを作っており、それを毎年作成して学校として、生徒に配布しているという形をとっている。今年度は260,000枚を作成し、学校からお子さんに配布をしている。こういう形でお子さんに配布すると、周知するという形をとっている。

社会福祉課長

- 9 こども・若者計画の指標設定に当たり、5か年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、国の大綱を踏まえること、また、県の施策事業によるコントロールできるものとして、5か年計画の指標、まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標、こども大綱の指標を候補として考えたところである。5か年計画の指標である生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率60%は、最上位計画の指標として大変重要なものというふうに考えている。指標の利用率は、県の管轄する町村部だけでなく市部の利用者も含めている。令和5年度の実績は、県の管轄する町村部が86.2%と目標達成できているが、市が管轄する市部が37.9%、県全体として40.2%ということである。なお、生活保護世帯の中学3年生のうち9割以上を市部のこどもが占めているという状況がある。また、こども大綱の指標であるが、「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」ということであり、目標値も定められていないということ。また、この指標には県の実施する学習支援事業を利用していないこどもも含まれるということもあるので、これはなかなか県の施策事業でコントロールしていくことは難しいというふうに考えた。一方で、学習支援対象者の高校進学率については、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略の指標とされていることや、学習支援事業は国庫補助事業として県だけでなく市でも実施をしていること、さらに、今回のこども・若者計画には、児童養護施設において希望する進路に進めたこどもの割合や、特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率に関する指標もあるので、学習支援対象者の高校進学率が横並び的にも良いというふうに考えたところである。5か年計画の指標である生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率60%とこの高校進学率の指標の両方達成できるように、しっかりと取り組んでいくことが重要だというふうに考えるところである。

伊藤委員

- 1 この計画設定においてだが、こどもの意見聴取をどのように行って、どのように反映されているのか。
- 2 指標の1に、「学校や社会全体等で自分の意見を言える機会がある」と感じるこどもの割合が明記されている。現状値が72.1%となっているが、この現状値をどう評価して具体的な施策をどのように考えているのか。

こども政策課長

- 1 この計画を策定するに当たっては、WEBアンケート、あるいは直接対面する形で小中高校生等と意見交換をした。こどものこえのWEBアンケートでは回答率が76.2%、1194名から回答いただいた。個別の意見なども頂いている。そのほかには、

県民コメントの制度などにより、広く県民の方から御意見を頂き、その中には、こどもや若者の方の御意見もたくさん頂いている。全体としては305の個人・団体から774件の意見を頂いている。主な意見としては、いじめがなくなればよいとか、こどもたちが自由に遊べる場所を作ってほしいとか、こどもを犯罪から守る取組を強化してほしいなどの意見を頂いた。そういった意見を頂いて、この意見を踏まえて計画案を作成している。具体的には、思い切り遊べるところがあるとよいとかそういった話を踏まえ公園の整備拡充や、犯罪や事故から守る取組などは、こういったものを引き続き掲載しているほか、いじめがなくなればよいといった意見については、いじめの解消率という指標を加えることなどを行っている。

- 2 現状については、このWEBアンケートの「さいたまけん★こどものこえ」で調査を行った。質問に対してそう思う、どちらかというと思うというふうに答えた人合わせて72.1%だった。現状どう評価するのかということだが、今回の調査、初めてこういった設問において、現状値を算出したもので、この調査結果をどのように評価するかということについては、一概には申し上げられないが、全てのこどもたちがそのように感じてもらえるように、まずは90%以上を目標値として設定をしている。その施策としてどのように考えているかということだが、やはりいろいろなところでその意見を言える機会があると感じるこどもたちを増やしていく必要があると考えている。今年度はWEBアンケートの仕組みを始めたけれども、来年度の予算審議を頂いているところだが、こども会議などを通じて、直接そのこどもたちから意見を聴く場などを設定したいと考えている。また、その意見を身近な場所でも言えることができるように、そういった権利、こどもの権利についても、様々な学校とかいろいろな場所で周知を図る、またホームページで情報発信するなども行っていく。そういった取組によりこどもたちの意見表明の機会を増やしていきたいと考えている。

水村委員

- 1 埼玉県子育て応援行動計画と埼玉県青少年健全・育成支援プランを統合して、埼玉県こども・若者計画を策定するということだが、統合することで何が変わるのか。
- 2 「進行管理・公表」について伺う。毎年度報告して広く県民に公表をするとのことだが、どのような方法を検討しているのか。御覧いただくということだけであれば、ホームページで公開すれば誰でも見られるが、実際、公表して見てもらえなければ意味がないと思う。どういうふうに関心を持って大勢の方に、公表結果を見ていただくのか、お示しをいただきたい。
- 3 指標の1、学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会があると感じるこどもの割合について伺います。感じるということで非常に抽象的だというふうに思うが、まずは自分の意見をしっかりと持って発言をすることの意味、重要性を認識していただくことが大事だというふうに思う。発言をするというだけであれば、今、SNSなどで誰でも自由に発言できるわけだが、中には無責任な発言で炎上するというようなこともある。炎上するから全て発言をした方が悪いということではないが、やはり、より良く学校や社会を変えていく、そのために発言をするのだ、そういうことを理解してもらうことが大事だと思う。そして、また偏った意見ではいけないと思うので、バランスのとれた多様な視点、意見を持ってもらうために、どういうふうに取り組んでいくのか伺います。
- 4 指標4、主体的に社会に参画していく力を育成するために、外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合について伺います。「指標の説明・選定理由」で、外部機関と連携し、政治・経済活動などを実践的に学ぶことが有効であると考えられる

ためとあるが、具体的にはどのような外部機関とどのように連携をしていくのかお伺いをする。

こども政策課長

- 1 こども大綱では、こどもと若者は重なり合う部分があるとされており、計画を統合することで、こどもや若者への支援を年齢で区切ることなく、一体的に支援するなど、県民にとってより良い支援を提供することができると考えている。例えば、プレーパークなどのこどもの居場所と、ユースセンターなどの若者の居場所では、対象者が重なる場合もあるが、それぞれの居場所づくりに向けたノウハウなどを活用し合い、より充実した居場所づくりにつながることを期待できる。また、一つの計画に県のこども・若者施策が網羅されていることは、こどもや若者、子育て当事者、こども・若者を支援する方々にとって利便性が高まるものというふうに考えている。さらに、計画を進める庁内関係者にとっても、進行管理などを一体的に進めることや、他の分野の取扱いについて取組について理解を深めたり意見を言ったりできるような、より良い事業実施がかなうものと考えている。
- 2 進行管理・公表については、毎年度、埼玉県児童福祉審議会に報告をするとともに、こちらの資料等合わせて、県のホームページや、あるいは県公式SNSでの周知、また子育て世帯向けの情報誌などそういったものの活用も検討しながら、あらゆる手段を活用して広く県民に周知していきたいというふうに考えている。また、こども・若者基本条例で定められている議会の報告も行い、県民の皆様には計画の進捗状況を御理解いただけるように努めてまいる。また、それを見てもらうための取組ということで、御指摘のとおり、公表した内容を広く見ていただくことが大事である。そのために、例えば、こどもや若者の支援を行っている民間団体と意見交換する際や、あるいは、こども施策をテーマとした県の出前講座なども実施しており、そういった機会を捉えて情報発信をしていきたいと考えている。当事者の方に伝えることが重要だと思うので、そういった工夫をしながら、進捗状況について説明していきたいと考えている。
- 3 指標の学校や社会等で自分の意見を言える機会があると感じるこどもの割合に関する御意見だが、自分の意見を持って発信することの重要性を認識してもらうことと、その多様な視点から意見を持つことについて、どのように考えているかという質問である。こどもたちが、自分で意見を持って意見を伝えること、その大切さというのを認識していただきたいと思い、これまでにもこども基本法や、県こども・若者条例、あるいは子どもの権利条約、こういったものについて、ホームページや県の広報誌などに掲載して周知を行ってきたところであるが、今後もSNSなどを活用しながら、分かりやすい言葉を使うなど工夫しながら情報発信したいと思う。また、その意見を聞いてどのように反映したかといったこともホームページを通じてフィードバックすることにより、こどもたちに意見を伝えることの重要性を認識してもらえるように努めていく。こどもたちが意見を伝えるに当たっては、多様な視点を踏まえて、自分自身の意見を伝えることも大事だと思うので、まず、この意見を聴くということに当たっては、分かりやすい表現を使って進めていきたい。また、そういった、それぞれのお子さんが意見を交わし合うことによって、多様な意見に触れ合うこと、そういったことで幅広い視点から意見を持つようにつなげていきたい。また、一つ大事なことというのは、そのこどもたちの意見というのをこちらが決めつけて引き出すというのではなく、こどもたちが、大人が聞くと偏ったと思われるような意見や、耳が痛い意見とかそういったことについても、率直な意見を聴かせてもらえるようなことも大事であると考えている。そのように、意見を

聴くことについて、こどもたちが意見を発信することについて、進めていきたい。

高校教育指導課教育指導幹

- 3 現行の学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現を目指しており、学校教育においては、知識技能の習得にとどまらず、こどもたちの思考力、判断力、そして表現力の育成に取り組んでいるところである。そのため、各学校においては、生徒が主体的に学びに向かう授業づくりを進めるとともに、ペアワークやグループ学習等による仲間との対話を通して、様々な考え方に触れられるよう指導している。また、探究的な学びにも積極的に取り組んでおり、自ら課題を立て、自らの考えをまとめて発表し、発表に対する仲間の感想や意見を取入れながら探究を更に深めていくという活動も行っている。今後も、学校教育の様々な機会を捉えて、多角的な視点から意見を表明する力を持ったこどもたちの育成に取り組んでいく。
- 4 変化の激しいこれからの社会を支えるこどもたちを育成するには、外部機関との連携は必要との認識でいる。例えば、税務署と連携して、税の仕組みや役割について学ぶ租税教室や、選挙管理委員会と連携して、選挙の大切さについて学ぶ模擬選挙、模擬投票等の取組が行われている。また、地元自治体と連携して、高校生が地域課題について考え、課題解決や地域の魅力発信に向けた提言を行うといった実践事例も見られる。このような形で外部機関と連携している。

水村委員

最後の指標4のところだが、政治関係で言うと選管等と連携という話があったが、確認で、特定の政治家であるとか、特定の政党、そういったところと連携あるいは関わるということはないという理解でよろしいか。

高校教育指導課教育指導幹

特定の党派等に係るものではなく、公的機関であるとか、消費者教育、金融教育だと金融機関など、そのようなところと連携している。

井上委員

- 1 資料6の1ページ目、検討結果のところに書いてあることだが、県民コメントにおいては、305人の提出者、その方々から合計774件のコメントが寄せられた。県民コメントの書式を拝見すると、それは年齢を書かない書式になっているかと思うが、県民アンケートは年齢層が分かると思う。一方で先ほど答弁の中に、こども・若者といった当事者の声も県民コメントの中にはあったというような話もあったが、実際この774件の中にどれくらいのものであったのか。県民コメントというプロセスを通じてどれくらい当事者の声を聴けたという認識でいるのか確認させていただきたい。
- 2 2ページ目、将来像の中の「1 こども若者の意見が尊重され最善の利益が優先される社会」の実現について、私は、これは非常に大事なことだというふうに思っている中で、これまで各委員の皆様から意見があったが、どういうテーマであるとか、どういう分野について、例えば、これから進むであろうこども会議をやるのかとか、アンケートを取るのかといったところのテーマ設定であるとか、そういったものがどう行われていくかということに、こども計画の大事なところがあるのではないかなと思っている。先ほど来、庁内の関係部署が横断的にという話がある中で、どういうふうにテーマ設定などをしていくのか。

こども政策課長

- 1 県民コメントで頂いた御意見の中で、先ほど、こども・若者からも頂いたというふうに申し上げた。おっしゃるとおり、年齢について明記はされていない。ただ、その内容というか、書き振りというか、内容でこれはお子さんだったり、あるいは高校生だったりという形で分かるものが多数あった。件数については、こども・若者が何件であるという計測はできないが、そのような形でたくさん意見を頂いたというのが実態である。
- 2 例えばだが、来年度予算に計上しており実施したいこども会議について申し上げますと、こどもたちから意見を頂きたい県のこども施策のテーマについて庁内から広くまず募集をする。例えばだが、どうやったらこどもたちから意見を頂けるのかということをごどもたちに聴いたりだとか、あるいはどんな居場所があるといいか。これは一例だが、そういった形で、広く庁内の施策において、こどもたちの意見を取り入れたいと思うものについて募集して設定したいと考えている。ただ、こちら側がこうだというふうに決めて、これが欲しいからということで決めるだけではなくて、こどもたちが意見を伝えたいテーマを自由に考えるということも大事だと考えているので、こどもたちから提案されたテーマを取り上げることも想定をしている。

井上委員

- 1 アンケートの方は、どちらかというと選択式で、プラス最後に自由記述ができる方式で、県民コメントは、自由に書いていいという書式を取っているかと思う。どちらもやりやすさとか、あとはしっかり思いが伝えられるという、双方いい点はあると思う。ただ、これからこのこども・若者計画を作っていくという中において、県民コメント等は、この方法でいいのかというのも、もう一度検討してもらってもいいのではないかなと思っているのだが、例えば本当にその年齢層であるとか、今自分が小学生なのかとかいうのが分かってくれば、その世代の声だということが分かってくるかと思う。これは特に、こども・若者計画に絡むようなものを聴く場合という意味である。全ての施策にそうしてほしいとは言わないが、そういった形でより当事者の声を聴きやすいといった工夫もできるかと思う。この計画がこれからスタートしていったときには、一度そういった検討の余地もあるのかなと私は思うが、その点について見解をお聞かせいただきたい。
- 2 テーマ設定について、特に私が大事だなと思うのは、今この分野テーマについては、僕たち、私たちの声が反映されてないと思っているものに、自分たちの声が反映されていくということが、それは意見を言えたという、経験という意味だけではなくて、県政として見落としている部分を気付くことができるという意味でも重要だと思っている。先ほどやり取りの中でも耳が痛いこともしっかり聞いていくということもあった。例えば今、こどもたちから県の施策でそうではないと声が上がっている施策も幾つかあると思う。例えば、県立学校の共学化の問題とかでも、教育委員会の出した方針とこどもたちの声というのが違っていたりもする。こういった、先ほど耳が痛いというような表現もされていたが、反映しきれてないことこどもたちが感じているテーマにこそ、こどもたちの声を聴く、そういう機会を私は設けていくべきだと思う。もちろん、それはこれから部局横断的にいろいろ集めていくとか、そういうようなこともあるとは思っている話だったが、先ほどの一回目の答弁にも、声を聴きたいものだけを集めてはよくないというような話があった。なので今、私が感じているその認識というのは共有できているかなと思うが、その点について再度確認をさせていただく。

こども政策課長

- 1 お話いただいたように、県民コメント制度であったりとか各種のアンケート制度、こちらをいろいろな形で活用してあるいは直接対話ということもあるけれども、いろいろな形式でこどもたちの意見を聴いていく中では、確かにそのアンケートの制度だったりによって、特徴が違っているというところがある。それも踏まえつつ、委員御指摘のとおり、どのような形でこどもたちの意見を聴いたらよいかということ自体も検討しながらですね、そういった仕組みも活用したいというふうに考えている。
- 2 おっしゃるとおり、こどもたちが聴かれていないというか、反映されてないというか、今までそういった聴いてきてこなかったけれどもそういう必要があるもの、こどもたちのニーズがありそうなものということかと思うが、そういったことをこどもたちからも引き出したいという、そういうことも考えているけれども、やはり庁内に広くこういったテーマを募集するに当たっては、そもそも県政にこどもの視点、意見を頂いて反映するという自体、これから広がっていくというか、まだ始まったばかりなので、考え方とかそういったことも今後伝えつつ、趣旨も含めて、テーマを募集していきたいと考えている。

小谷野委員

僕は、長く県議会議員やってきて、いろいろな大会とかいろいろなところに行って、はて、あれと思ったことがある。野球のチームで、監督を僕は知っているのだけど、どうも何か悩んでいると、一人、出てきたり出てこなかったり。普通は、どうだと、何かあるのかと聴くと思う。当然そう聴くのかなと思っていたが、友達に行かせる。友達に聴かせて友達も上手く聴けなかったら、また違う友達がして、自分は見ているだけにして、それでその子の悩みを聴き出すというか。何が言いたいかというと、何か意見あるかと聴いたってそれは分からない。だけど、スポーツを通じてやっていく。ミニバスだったりサッカーだったり、野球だったり、そういう、なるべくスポーツをやれるような環境にこどもを持って行ってあげると、悩んでいた子も今一流会社で非常に頑張っている。一番考えたのは、僕は児童養護施設もかなり行っている。児童養護施設のこどもが外に出て、スポーツをやるとなると、なかなかハードルが高い。だから、小学校のスポ少に関しても、そういうこどもたちがあまりこう施設を気にしないで、出掛けられて、例えば、遅くなっても。御存知だと思うが、保護者は土日かなりの勢いで参加しなくてはいけない。大会とか指導者になったりとか、児童養護施設のこどもはそういうことがやってもらえない。今、いろいろ委員の方からも、いろいろな意見出ているが、こどもが何とかほっとして、自分の悩みを言える、また希望を言える。中心的なことだから、そういった面も含めて、直接聴くのは、こどもたちも大人から聴かれたら、緊張して、何を言っているかわからない。だからそういうのは、それがすごく僕は印象に残っている。部長はどう考えているのか。

福祉部長

なかなか大人がこどもに直接意見を聴こうと思っても、ジェネレーションギャップもあり、なかなか聞き出せるものではない。その中でスポーツを通じてというお話は貴重な御意見だと思う。スポーツも当然だが、スポーツが得意でない子もいるので、文化芸術的なそういうことでの場もあると思う。大切なのは、こどもの居場所、これをしっかり作っていくことだというふうに思う。正に、ほっとして、悩みを話せる、そういう場。こどもにとって、誰もが自分の居場所というものを見つけられるような、そういうことをやはり行政、そして行政だけではなく地域全体で作っていくことが、こどもの健全な成長につなが

っていくのではないかと思います。リアルな場も含めて、またオンラインの場もあると思う。そういう居やすさはそれぞれ個々で差があると思うので、我々としては、あらゆるこどもに対してしかるべき居場所づくりにしっかりとこれから取り組んでまいりたい。

【知事議案に対する質疑（保健医療部関係）】

松本委員

- 1 議案第33号、埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例についてであるが、この条例、名のとおり廃止に至るという中で、屋内施設1点お伺いする。屋内施設の廃止について、利用者に対してどのように周知を行ってきたのか、また、屋内施設廃止を周知した後に、利用者の方からその反対の声等はあったのか、また、それにどう対応していくのか。
- 2 議案第48号、訴えの提起についてであるが、これについては質問に入る前に、昨年の3月29日に記者会見を埼玉県として開いて、県の態度はしっかりと示していただいたわけだが、その際にNHKの取材に対してこのメディトランセさんは、取引先の企業が勝手に弊社の名前を使って事業をしたと警察にも相談している、など被害者であるかのような対応と発言をされているが、今回、責任ある対応とはここまでこの会社さん思えないのだが、もう正に遺憾を示したいと思うが、このメディトランセさんについて伺う。メディトランセさんによる不正は、どのような経緯で確認に至ったのか。また、資料3に事件の内容及び請求の趣旨には、虚偽のほか不正な手段とあるが、具体的にどのようなものであったのか。
- 3 全国ではこのようなPCR検査等の不正事案というのが、どの程度発生しているのか。また、今回のように、メディトランセについては報道によると、埼玉県のみならず9都県で同じような不正受給をしているとしていて、かなりの額に及んでいるということであるがその状況、さらに、他県でどのように対応しているのか。また埼玉県も同様なのか等をお伺いする。
- 4 記者会見が昨年の3月ということもあるけれども、PCR検査はもっと前というような中で、対応がなぜこの時期になったのか。もっと早い時期に訴えていくべきではなかったのか伺う。
- 5 一番大事なところだと思うが、債権回収に向けて、このメディトランセさんにどのように対応を行っていくのか、また、埼玉県としてこの事件に8億を超える事件であるので、弁護士さん等の費用等、様々なかかる必要のなかった費用が、職員さんの働き方も含めてかかっているわけだが、その辺りの補償も含めてメディトランセさんに私は訴えるべきだと思うが、その補償、債権回収に向けた動きについて具体的にお示しいただきたい。

健康長寿課長

- 1 周知に関しては、9月定例会での行政課題報告の後に屋内施設の営業が終了することについて、県民健康福祉村のホームページに掲載するとともに、建物内で案内文を掲示している。屋内施設の利用者の方はほとんど固定されている方であるので、利用時に窓口で問合せがあった場合、直接廃止の理由とか、あと近隣で利用できる施設について丁寧に御説明申し上げている。条例を可決いただいた後に都市公園になることについて、県の広報紙とか、あと市町村の広報紙なども活用して周知していきたいと考えている。次に利用者の方の声であるが、利用者の方から引き続きトレーニングジムを利用したいとの御意見を頂くこともあるが、近隣に公共の施設が整備され、県の役割が縮小したこ

とを丁寧に説明して御理解いただけるよう対応している。利用者の9割以上が近隣の越谷、草加、さいたま、川口市であり、利用状況を見ると、トレーニングジムを定期的に利用されている方は60人ほどであるので、公共施設の情報をリストにまとめて、問合せがあった際、近くの施設の情報を提供している。利用者の方には、近隣の施設を御存じない方もおり、知らなかった、教えてもらって良かったとの声も頂いているので、引き続き丁寧に対応していく。

感染症対策課長

- 2 令和4年8月の内閣官房からの通知に基づき、不正が疑われる事業者について調査を行った。本県では県独自の取組として、受検者が検査申込書というものを検査に申し込む際、手書きで書いているが、それら全てを事業者を通じて提出させることを義務付けているところである。それにより、誰がいつ検査所に来たか分かるようにしたところである。県は申込書も踏まえ、検査件数が多い事業者のうち、頻回に検査を受けている方に対して、直接の架電調査を行ったところである。実際に検査を受けたかどうか、聞き取り架電調査を行ったが、結果としてメディトランセについては、架電調査の対象のうち13.2%しか受検したという方を確認できなかったところである。その後、メディトランセについては、その調査に加え、検査申込書、約98,000件の不自然な箇所のチェックとともに検査所が実際に開設されていた場所に職員が赴き、近隣の住民の方々にここで検査が行われたかどうかの聞き取り調査をして、不正の実態を確認した。また、虚偽不正な手段については、検査件数の水増しや検査実態がないものについて確認している。
- 3 PCR検査等無料化事業については、国の事業により国より6,200億円の予算が計上され、全額国庫で賄われた事業となっている。会計検査院の資料によると、令和5年度末時点において、全国で返還命令額は約200億円に上っているところである。うち東京都では102億円、大阪府では約70億円の返還を求めているところである。全国でのこの同様の不正が行われた事態を踏まえ、昨年6月、参議院の決算特別委員会において措置要求決議が行われているところである。政府は多額の不正申請が生じていることを重く受けとめ、都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、不正を防止するための制度設計を検討するべきと、こういったものを政府に求めているところであり、この内容については国から都道府県にも通知が発出されているところである。一方、他の自治体の状況であるが、他の自治体ではメディトランセに対して、取り消しを行っている団体が、9自治体ある。そのうち6自治体が訴訟事務に着手しているところである。
- 4 地方自治法により、現在事務を進めている。地方自治法施行令では、県の債権について督促をした後、相当の期間が経過してもなお履行されないときは訴訟の手續などの措置をしなければならないと規定がある。昨年の5月に督促を行った後、7回にも及ぶ催告を行ったところであるが、先ほど松本委員からのお話のとおり、自社は全く関係ないという、従前からの主張を繰り返すばかりであった。誠実な対応姿勢を見せていただくことができなかったところである。それと並行して、弁護士との調整の下、立証に足りるための法律要件や証拠整理など準備を進めてきたところである。訴訟の時期、それと証拠などについては、弁護士の意見を踏まえ、法律に沿った手続となるように進めてきたところである。
- 5 本件では、今回議案書にもあるとおり8億6千万円ほどの返還命令について訴訟を行うが、補助金交付規則に基づき延滞金及び加算金を合わせて請求しているところである。

仮に、3月1日現在で計算すると、延滞金加算金の合計で2億円を上回っているところであるので、それらを合わせて請求することにより、弁護士費用そのほか、職員の人件費等に相当すると考えている。また国からの通知にもあるとおり、債権回収には徹底して取り組むようにということであるので、当県においてもしっかりと最後まで返還命令を求めていく。

松本委員

- 1 このメディトランセは他県でも同様に結構な件数、1都8県でやられていたというようなかで、全額国庫PCR検査だったと思うのだが、もし返還がされなかった場合は、県が持つというようなことはないという認識で良いか。国の方で対応してくれる方針なのか、それとも県で、この8億円は出して延滞金や何かの2億ぐらいの部分は、県で取るけれどもという形なのか、その国に返さないといけないのかという方針がどうなっているのか。9自治体で連携して、もっとこの事件に対して、この会社に対して同様の取組を求めるべきだと思うがその辺の連携について伺います。
- 2 債権回収に向けて、様々な対応を取っているということだが、契約書とか先ほど規則という話もあったが、契約書とかに基づいて肅々と履行されなかったことをやっていると思うのだが、向こうの会社もちゃんと弁護士さん立ててお互いちゃんとやっている状況、契約書の内容に基づいてやっているような対応すらできてないという状況なのか。もう少しこの債権回収の状況、現状の状況について伺う。

感染症対策課長

- 1 国からは、回収の見込みがない場合については、県において速やかな国庫返還手続を検討するよう示されているところである。本県を含め、9都道府県でも取り消しを行っているということであるので、回収できなかった場合は、他県でも状況は同様となるところである。また、一方でメディトランセ以外でも、他県において倒産などを理由として、回収不能となった事例を確認している。ただ、そちらについては、今現在、国へ返還した事例というものは確認されてない。まず、徹底的に債権回収に取り組むことは前提とはなるが、その後は、関係自治体と連携した上で回収不能となった国庫財源の取扱いについて、県に経済的な負担が生じることがないように、国と協議をしていく。
- 2 弁護士にこちらの補助金事務については、契約を取り交わすということよりは、補助金の交付規則等に基づきながら、事業申請をしてそれに基づいて実績に応じて補助金を交付するというものになっている。一方で、弁護士に確認しましたところ、性質としては負担付贈与契約に相当するということで、当然私どもが交付した以上、事業者としての責務を果たすべきだと。その果たすべき責務というものは、補助金交付規則だったり要綱に従う義務というものがあるところである。先方としては、当然弁護士を立てて、こちらとも交渉をしているところではあるが、やはり本来事業主体として責任を持って自分の実績について説明するべきところを、関係事業者が行ったということを繰り返すところであるので、十分な責任を果たしてないと、本県では認識しているところである。

水村委員

- 1 48号訴えの提起について、返還請求額が8.6億円ということで、結構な大きい金額である。なかなか回収の今見込みも立たないという中で、そもそもなぜ補助金の交付をしたのかという、この補助金交付の経緯について伺います。いろいろコロナ禍ということで、急がなければいけないということもあったのかもしれないが、交付というか

申請、その段階で何かあやしいというふうに見ることができなかったのかどうか。この補助金交付の経緯についてお伺いする。

- 2 不当な行為が疑われる事業者について、令和4年8月の内閣官房からの通知に基づき、調査を行ったということだが、ほかに調査を行った案件はあるのか。あるとすればその内容を教えていただきたい。
- 3 今回はその訴え、裁判を起こすということだが、刑事事件化について、公務員には、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないというふうにある。今回の件は何かしら詐欺であるとか、犯罪に該当すると思うけども、警察には連絡、相談、報告あるいは告発そのようなことを今どういう状況なのか教えていただきたい。

感染症対策課長

- 1 当事業については、国により日常生活や経済社会活動における感染リスクを避けるために、検査による確認が有効であるとして、令和3年11月に内閣府が都道府県によるPCR検査無料化事業の仕組みを構築したところである。事業者は検査件数や陽性等の結果データ、必要経費等を記載した実績報告書を提出することで補助金の交付が受けられるものと、国からは示されたところである。一方で、県では、支払の審査の正確性を確保するために、国から必要とされている実績報告書だけではなく、独自の取組として、検査を受ける方が記入した申込書の全てを提出するよう事業者には義務付けたところである。そこで、受検者が作成した検査申込書と実績報告書の内容にそごがないことや、金額に誤りがないことを確認した上で交付を決定した。
- 2 本事業については、本県では144事業者、約160万件の検査実績が報告されているところである。事業終了の直前、令和5年3月に全事業者に対して、しっかりと検査の際、検体採取をする際、検査の立会いを行ったのかとか、検査ブースの数が適切だったのか、適正に検査が行われたか調査を行ったところである。また、メディトランセ以外でも令和5年4月に実施した架電調査で、頻回に検査を受けた方に対して合計で1,237人に電話で調査の聞き取りを行ったところである。メディトランセ以外については、3者不正が確認されているところである。不正に支給した分の交付決定額を取り消すと共に、当該金額について返還交渉を行っているところである。こちらの金額については、3者で合計約1.9億円うち、約1.7億円について回収済みとなっている。引き続き交渉を継続しているところである。
- 3 メディトランセとのやり取りの中で、検査実態について説明を求めているところであるが、メディトランセからは、再三先ほどからお伝えしているとおり誠実な回答を頂けてない状況である。それにより、刑事的な責任の把握というものが十分に至っていないところである。そのため、告発には現在至っていないところである。一方で、警察については昨年3月から相談を行っているところであり、現在まで警察からの資料提供等の依頼に対しては、全面的な協力をしている。

日下部委員

48号議案だが、今までちょっと質疑のやり取り聞いていたが、このメディトランセから債権回収できる可能性はかなり低いんじゃないかなという感じがするが、十分これ詐欺罪で問えるのではないかなと思うので、もう刑事責任を問うという観点で弁護士と相談して、また詐欺罪で告発することを視野に入れた方がいいと思うが、いかがか。

感染症対策課長

詐欺罪にということについては、当然視野には入れた上での警察への情報提供となっている。ただ一方で、やはり告発する以上は、刑事的責任についてしっかりと根拠を整理するというものを求められていると考えている。まず、民事訴訟の中でも一部実態が明らかになるものと考えているので、告発については警察との連携の下、その根拠を整理した上で、適切に検討したいと考えている。

伊藤委員

- 1 33号議案について伺います。屋内施設のときめき元気館が、都市公園に変更され、令和8年3月で廃止とされる。屋内プールとトレーニングジムルーム、会議室などがあるが、現在の利用者数について御説明いただきたい。
- 2 現在の利用者に対して、今後の健康づくりの場の提供をどのように考えているのか。
- 3 使用料についてだが、現在のときめき元気館には、障害者無料、高齢者には定期券の減免などがある。他の施設でこのような減免が継続されていくのかどうか。
- 4 65号議案事業概要の23ページである。保健師等指導管理費の中の看護指導費で看護補助者処遇改善事業費の申請施設数が見込みを下回ったというふうにあるが、この要因として対象要件に該当する施設が少なくなったのか、それとも申請要件手続の負担が複雑なために申請ができなかったのか御説明いただきたい。

健康長寿課長

- 1 ときめき元気館の屋内プールトレーニングルーム、あと会議室の利用状況ということであるが、屋内プールについては、令和5年12月1日より休止しているという状況である。トレーニングジムについては、今年度は令和7年1月現在で38,063人になっている。会議室については、一般の貸出しはしていない。
- 2 利用者が多い4市については、屋内プール、トレーニングジムが整備されている。また、近隣自治体と公共施設の相互利用協定を結び市内料金で利用できる状況になっており、複数の公共施設を利用できるという状況になっている。そのため、お住まいの市の公共施設などを御利用いただくよう御案内しているところである。またテニスコート、ランニングコースについては、屋外施設は継続するので、そういった施設も御利用いただけるようにと考えている。
- 3 近隣市の施設を確認したところ、障害者、高齢者の方々に対して、料金の割引制度を導入していた。例えば、越谷市では障害者及び60歳以上の方は半額、あと障害者については、さいたま市にある埼玉県障害者交流センターでは無料など、割引の対象となる障害者の種別や年齢については、施設管理者が決めており、施設ごとに異なっている。

医療人材課長

- 4 今回の補助については、国の間接補助であり、令和6年2月から5月までの期間において、看護補助者の賃上げを実施した一定の診療報酬を算定している病院及び有床診療所に対して、その賃上げの分の費用を補助するものである。県としては、対象となり得る医療機関全てを予算計上したところだが、補助対象期間終了後も賃上げを継続することが国の補助要件とされていることから、医療機関によっては、この継続的な賃上げに踏み切ることが難しかったと考えられ、結果として予算で見込んだ施設より少なくなったものと考えている。また、申請の手続の負担については、申請提出書類は国の方針も踏まえ、必要最低限のものとなっており、申請に係る手続はちゅうちょするほど

負担が重いものではなかったと認識しているところである。

伊藤委員

- 1 ときめき元気館の中の会議室、一般の貸出しは現在行っていないということだが、それ以外で施設として特別な事業をやっていることがあるのか。
- 2 65号議案だが、今御説明があった病院施設だが、本来見込んでいた予算の中の対象件数は何件で、実際に申請があったのが何件なのか。

健康長寿課長

- 1 会議室であるが、養成者の研修などをこちらで行っている。健康運動指導の実践指導者については、市町村の職員に対する研修等を行っているのでこちらを活用しているところである。

医療人材課長

- 2 当初予算で計上した対象施設については380施設を想定しており、補助申請のあった施設は192施設である。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

伊藤委員

第33号議案「埼玉県県民健康福祉村が条例を廃止する条例」について、反対の討論をする。平成8年6月から健康増進施設として活用されてきた、ときめき元気館が廃止をされ、県民健康福祉村が都市公園に変更される提案である。特に、ときめき元気館は1年を通して利用できる屋内温水プールと、トレーニングジム、サウナが設置されている。運動公園で体を動かし、そのあと元気館でまた汗を流すといった地域に親しまれてきた健康福祉村である。プールやジムについて、この周辺で健康増進施設の整備が進んできたので、今後はそちらを利用するように周知しているとのことであった。しかし、ときめき元気館使用料の障害者の全額免除、65歳以上の軽減制度は継続されるものではない。プールの改修がなされず令和5年12月から休止されていたことも、利用者人数減の要因となっている。健康増進目的の施設を減らすのではなく、市町村と連携をして、県として積極的に健康づくりを推進すべきである。以上の理由から本議案に反対とする。

【調査事項に対する意見聴取】

松本委員

- 1 ヤングケアラーへの支援について、小学生、中学生、高校生などのヤングケアラーの実態を把握した上で適切な支援を推進すること。
- 2 結婚や妊娠・出産、子育てに関する情報発信について、産後ケア事業などの市町村が実施する事業についても、情報の収集及び整理を行った上で、県民に対して分かりやすい情報の発信に努めること。
- 3 健康教育の推進について、こどもが性に関する知識を含め、心身の成長及び発達に関する適切な知識を持つことができるよう、身体や生殖の仕組み、人間関係や人権、ジェンダー平等、暴力と安全確保、健康と幸福等に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進すること。
- 4 プレコンセプションケアの推進について、思春期のこどもが、身近な場所で、性に関する様々な相談をすることができるよう、市町村における相談体制の整備を支援すると

ともに、その相談内容に応じて、産婦人科などの医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、必要な情報やサポートを提供することができるよう、市町村への支援に努めること。

- 5 こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や、民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。
- 6 「こどもの貧困」対策の推進について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として、「生活保護世帯に属するこどもの高校進学率」を把握するとともに、その指標を向上するための取組を行うこと。

藤井委員

- 1 「生み育てる」という表現については、「生むことや、育てること」などのように区別して記載をすること。
- 2 計画策定の趣旨について、「希望の持てる社会」という表記については、将来像3に合わせた表記とすること。
- 3 EBP Mに基づく施策立案と計画の進行管理、公表については、具体的な連携手段を示すこと。
- 4 「子育て当事者の女性と男性が共に」という記述については、男性の育児の促進が重要であることは理解するものの、シングルペアレントや性的マイノリティのカップルにも、配慮するような記述とすること。
- 5 悩みに関する相談について相談方法の拡大や、関係機関との連携など、こどもが相談しやすい環境を整備することについて、しっかりと記載をすること。
- 6 人権教育等に関することで、こどもの悩みや困難を抱えたときに助けを求めることができるような場所の周知をすることもしっかりと明記をすること。
- 7 こどもの意見聴取や意見表明を支援する人材については、育成に加えて確保の観点もしっかりと明記をすること。
- 8 相談窓口等の情報提供については、インターネットのみならず学校における周知などもしっかりと記述をすること。
- 9 生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率については、現行5か年計画と同様に生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業の利用率を設定すること。

小早川委員

こども・若者参画について若者支援団体や市町村の職員を対象とした研修においては、ユースワークに関する知識やノウハウについて取り上げ、若者の社会参画に向けた伴走支援ができる担い手の育成に取り組むこと。

【所管事務に関する質問（抗インフルエンザウイルス備蓄薬に係る内閣感染症危機管理統括庁が作成した令和6年8月30日決裁のガイドラインへの対応について）】

日下部委員

- 1 4から5ページ、都道府県が講ずべき措置として医師会、薬剤師会、卸業者、学識経験者、保健所職員等から成る抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置して、ここで備蓄薬の放出方法を決めるとあるが、発表されてから半年経っているので、これができるかどうか。
- 2 7ページと9ページ、都道府県が講ずべき措置として、住民に対してパンデミック発

生を想定した十分な量の抗インフルエンザウイルス薬備蓄をしていることから、パニックを起こさず冷静に対応するよう周知徹底するとあるが、これができているのかどうか。県のホームページを見ても、抗インフルエンザ薬で検索しても出てこないが、厚労省のホームページは出てくる。県の方でこれができているのかどうか。

- 3 ガイドラインの14ページに2か所、15ページ2か所、合計4か所に都道府県は地域の実情に合わせた医療体制構築のためという記載がある。まず、10ページの都道府県が講ずべき措置に、市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、ここで放出を考えるという記載があるが、私は年末年始に季節性インフルエンザが爆発的にはやったとき、厚労省の感染症対策部感染症対策課の職員と電話とメールでやり取りしており、この備蓄方針の一定の基準の数値を明記した方がいいのではないかと聞いたのだが、メールを読むと、薬が市場になくなってから備蓄薬を放出するのではなく、市場流通量の不足を生じさせないように、都道府県ごとに状況を勘案し、タイミング見つつ備蓄薬を放出するということでこの数値を一律に決めるのは難しいと、電話で確認するとこの放出するタイミングを都道府県で決めてもらうということを言われているのだが、これはどのようにこのタイミングをお考えかと。
- 4 このガイドラインには、備蓄薬の放出を誰が決定するのかということは記載されていない。これは先ほどの厚労省の感染症対策課の職員さんと話したのだが、パンデミックのときは、この内閣感染症危機管理統括庁に対策本部が立ち上がると。この対策本部長は内閣総理大臣になるということで、この放出の決定権は内閣総理大臣だということだった。今議会の一般質問で細川議員がこの備蓄薬について質問されたが、答弁は、他の厚生労働大臣が決めるような答弁だったと思うのだが、厚労省の方に確認すると内閣総理大臣というのだが、ここは若干のそごがあるなと思うのだが、その辺はいかがか。

感染症対策課長

- 1 前提として、現在、所管事務調査で国のガイドラインをお示しいただいているということ認識している。国のガイドラインについては、政府行動計画に基づき定められているところである。本県の行動計画も法律上、国の政府行動計画に基づき策定させていただいたところであり、これは本委員会にも、御説明させていただいたところである。この後、並行して、県のガイドラインの作成にも着手をしているところである。現時点においては、抗インフルエンザウイルス薬の対策委員会については、県で設置はないが、来年度予算に設置のための予算を要求しており、認められたら来年度、速やかに設置し、検討を進めさせていただきたいと考えている。
- 2 委員御指摘のとおり、これまで県のホームページで備蓄量については、周知公表というものができていなかったところである。県行動計画の策定の後、改めさせていただき、国、県の備蓄量についてホームページで公表させていただいたところである。先ほど申し上げた委員会を来年度設置して、効果的な周知の仕方についても併せて議論をしていきたいと考えている。
- 3 政府行動計画のガイドラインの中でも、まずは備蓄薬の放出に当たり、市場の流通状況や医療機関の在庫の状況を都道府県でどのように確認するのか、また、それを踏まえて放出方法をどのように行うのかというものを、先ほどの委員会で検討するようにというのが示されているところである。正に、メインとなる課題と捉えているので、来年度設置後、速やかに検討をさせていただきたいと考えている。
- 4 政府行動計画のガイドラインの中でも、新型インフルエンザ等の発生の認定については、厚生労働大臣が行うものとして明記がされており、新型インフルエンザの発生自体

は、大臣の行政的な対応が必要だと考えている。一方では、備蓄薬の放出の決定自体については、おっしゃるとおり、具体的な誰がという明記は確認できてないところではあるが、いずれにしても、県の備蓄については、これまで、県対策本部の本部長である知事をトップとする対策本部会議で決定していたので、基本的には過去の例を踏まえながら、今後、県の放出の在り方について、検討していきたいと考えている。

日下部委員

- 1 今年の1月に埼玉県行動計画を行政課題報告に出されて、それが確定したと。その治療薬備蓄薬のガイドラインについては、これから来年度策定するという意味でよろしいか。
- 2 備蓄薬について、新型でも季節性も薬自体は同じものである。タミフルとかリレンザとかいうノイラミニダーゼ阻害薬は、発症から48時間以内に投与しないと意味がない。それからエンドヌクレアーゼ阻害薬のゾフルーザも可及的速やかに投与ということになっている。ただ、国の方が使っていいと言ってから、もうアマゾンみたいに出てから翌日には医療現場に欲しい。要するに、3日も4日も経ってから薬が着いたのでは、効果が半減する。この放出方法を来年度決めるのであれば、できれば24時間以内、遅くても48時間以内に現場に来るようなという体制を念頭に置いているのかどうか。

感染症対策課長

- 1 ガイドラインの作成の時期だが、御質問のとおり、来年度策定をすると、その方向で今進めている。
- 2 新たに作る検討会において、主眼としているのが、きちりと市場の流通量を確認すること、放出に当たっての基準を確認すること、さらに、放出のスキーム、いかに医療機関や必要な機関に届くか、この3点について、専門家の意見を踏まえながら、主な課題として検討すべき内容と考えている。そこで定めた内容については、埼玉版FEMA等で実証的に訓練を行うことにより対応力を高め、実効性の担保も図っていきたいと考えている。当然速やかな放出ということは認識している。